

2023 わたしたちの県税



滋賀県

表紙

平和堂HATOスタジアム〈正式名称：彦根総合スポーツ公園陸上競技場〉（彦根市松原町3028）第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会を開催できるように整備された県内唯一の第1種陸上競技場で、令和5年4月1日より供用開始されました。世界記録も公認できるよう、ワールドアスレティックスの認証も受けています。

デザインや色調は、歴史的景観に配慮した設計となっているほか、約15,000人の収容人数は、県内の陸上競技場としては最大となり、陸上競技だけでなく、サッカーやラグビー、アメリカンフットボールなどの球技利用も可能です。

も く じ

滋賀県の財政	1
市町税のあらまし	4
国税のあらまし	4
税金について	5

仕事と税

住民税	8
（個人県民税・市町民税）	
所得税	22
個人事業税	25
法人住民税	26
（法人県民税・市町民税）	
法人事業税	28
特別法人事業税	30
eLTAX（エルタックス）	31
法人税	32
地方法人税	32
鉾区税	32

自動車と税

自動車税環境性能割	33
自動車税種別割	34
自動車重量税	37
軽自動車税環境性能割	38
軽自動車税種別割	39
軽油引取税	40
揮発油税・地方揮発油税	41
石油ガス税	41

不動産と税

不動産取得税	42
固定資産税（市町税）	48
固定資産税（県税）	49
都市計画税	50
贈与税	51
相続税	53
登録免許税	54

貯蓄・株式投資等と税

県民税利子割	55
県民税配当割	56
県民税株式等譲渡所得割	56

暮らしと税

消費税・地方消費税	57
たばこ税	59
酒税	60
ゴルフ場利用税	61
狩猟税	62

琵琶湖森林づくり県民税	63
産業廃棄物税	64
県税の申告と納期限	66
加算金	67
延滞金	67
納税の猶予・県税の減免	69
県税の救済制度	69

県内の税金を取り扱う機関

県税	70
市町税	71
国税	71

県税の納税窓口

税知識一チェック・ポイント！

わが家の住民税はいくら？	20
わが家の不動産取得税はいくら？	47

★Column

法定外目的税とは	65
納期限までに税金を納めないと どうなるの？	68

滋賀県の財政

県ではいろいろな仕事をしていますが、そのためには多くの費用がかかります。その費用（支出）に充てるための財源（収入）は、税金などでまかなわれています。このような県や市町などの地方公共団体や国の収入・支出とその運用のことを**財政**といいます。県の財政は、知事が4月1日から翌年3月31日までの1年間の収入（**歳入**）と支出（**歳出**）を見積り、県議会の議決により決定します。これを**予算**といい、知事が責任をもって執行します。

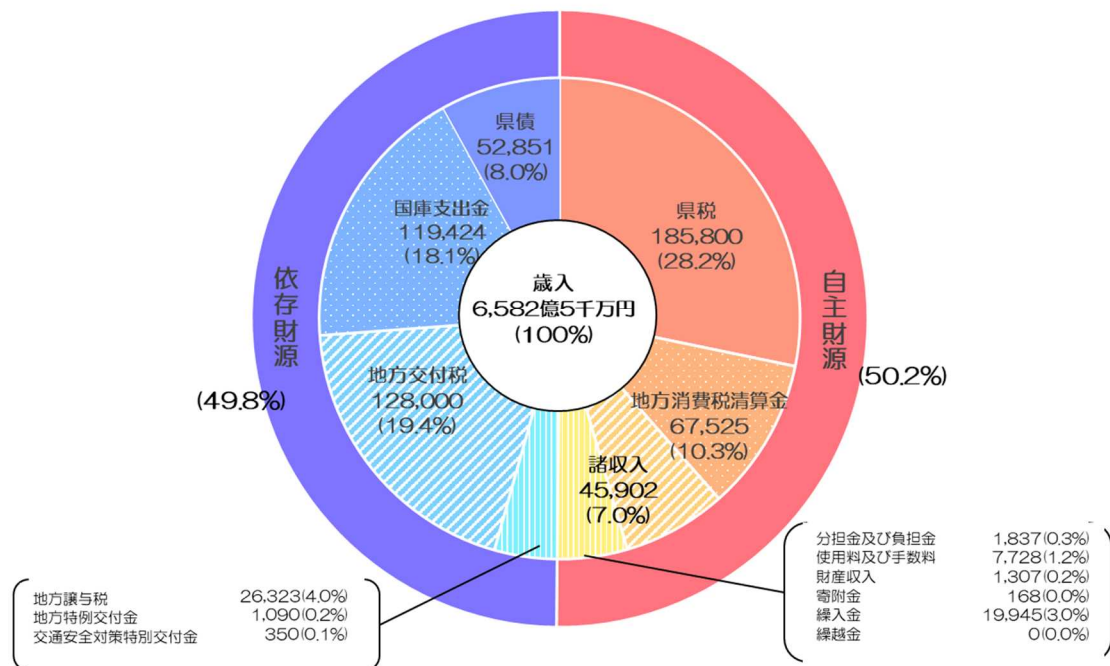
県の歳入

歳入は、県が自主的に収入できる**自主財源**と、他に依存する**依存財源**に分かれます。自主財源は、県税のほかに、地方消費税清算金や諸収入などがあり、依存財源は、地方交付税、国庫支出金、地方譲与税といった国からの収入が大半を占めています。

令和5年度一般会計予算

(令和5年4月1日現在)

(単位：百万円)



※四捨五入の関係上、各項目の和が総額と一致しないことがあります。

○地方交付税

本来地方の税収入とすべきであるが、地方公共団体間の財源の不均衡を調整するために、国税として国が代わって徴収し、地方公共団体の財政力に応じて交付するもの（「国が地方に代わって徴収する地方税」）。

○国庫支出金

地方公共団体の行う特定の事務事業に対して国から交付される給付金のこと（国庫負担金、国庫補助金および国庫委託金の総称）。

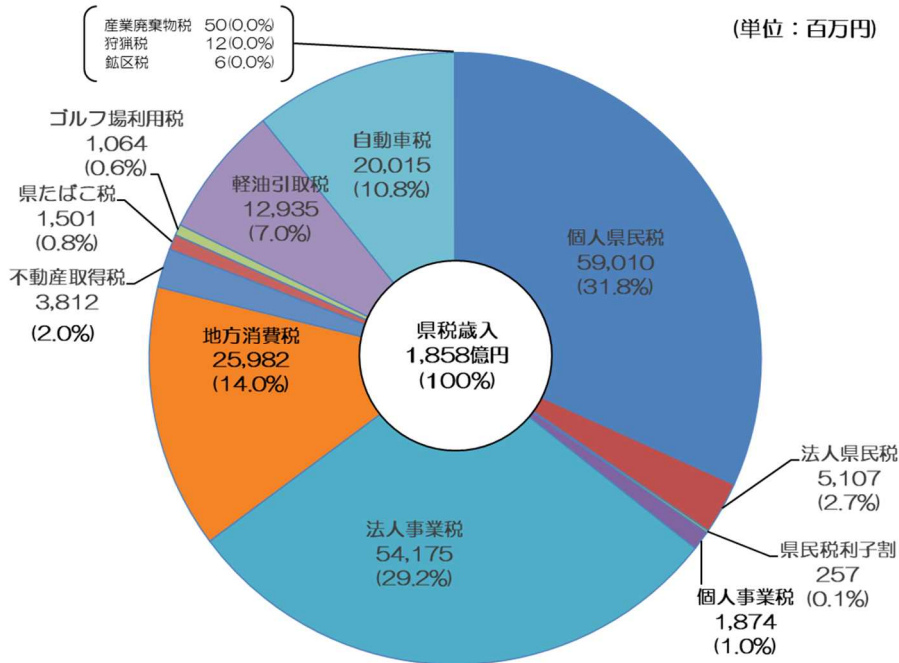
○県債

不足する財源を補うため、県が年度を超えて借り入れる借金。

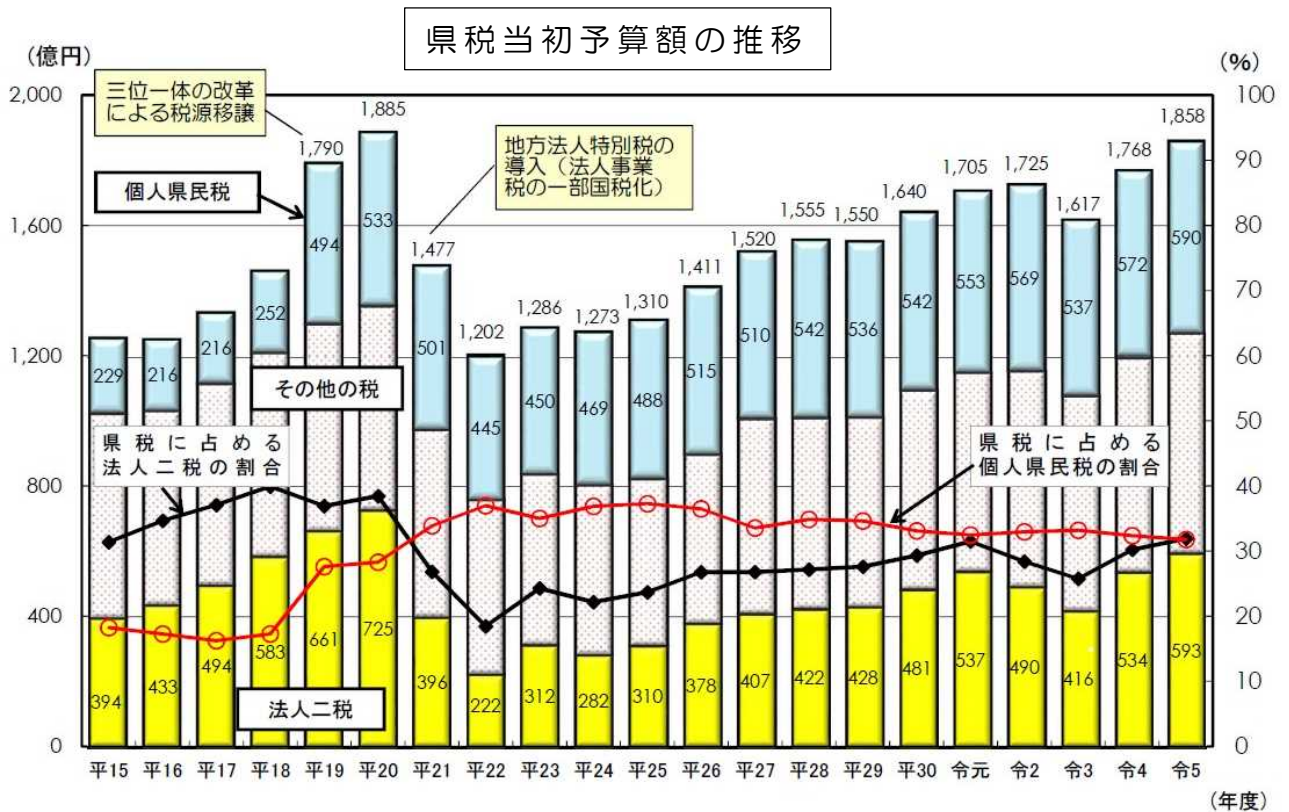
このうち、自主財源の柱である県税収入の約 1,858 億円の内訳は、次のグラフのとおりとなっており、令和5年度においては、法人二税の大幅な増収が見込まれることから、前年度予算と比べて11.0%増加しています。

令和5年度県税歳入予算

(令和5年4月1日現在)



※四捨五入の関係上、各項目の和が総額と一致しないことがあります。

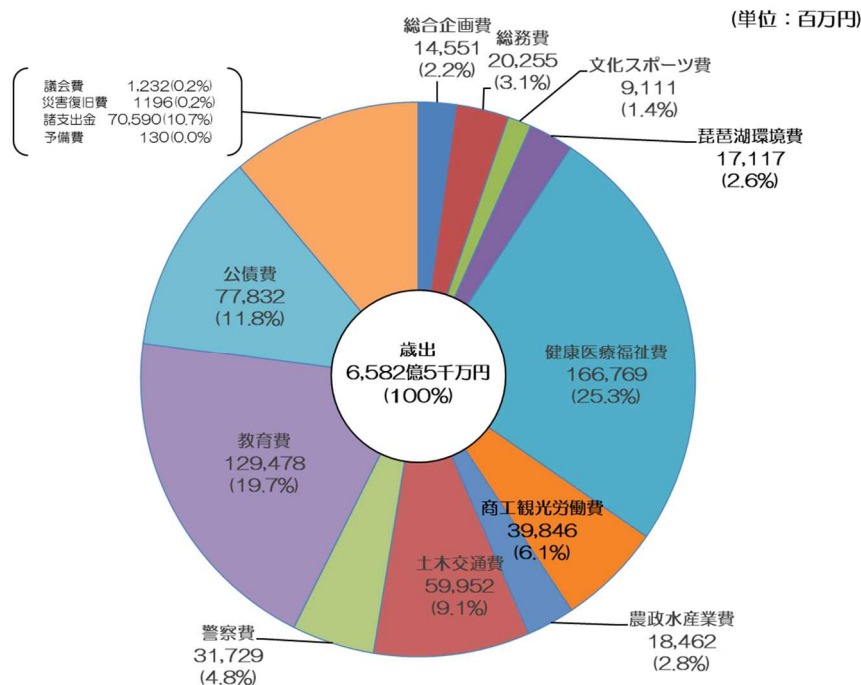


県の歳出

歳出については、県の執行機関毎に予算が配分され、いろいろな仕事のために使われています。

令和5年度一般会計予算

(令和5年4月1日現在)



※四捨五入の関係上、各項目の和が総額と一致しないことがあります。

なお、歳出が、県民一人当たりにはどのように使われているかは以下の表のとおりです。

1年間に県民一人当たりに使われるお金

468,405 円

(滋賀県の推計人口 1,405,299 人 令和5年4月1日現在)

<p>総合企画費 10,354 円</p> <p>政策の総合調整や情報発信などのために使われる費用</p>	<p>総務費 14,413 円</p> <p>県の組織を管理したり、税金を集めたりするために使われる費用</p>	<p>文化スポーツ費 6,483 円</p> <p>文化とスポーツを振興するために使われる費用</p>
<p>琵琶湖環境費 12,180 円</p> <p>琵琶湖やその周辺の環境を守るために使われる費用</p>	<p>健康医療福祉費 118,672 円</p> <p>健康の増進と社会福祉を向上させるために使われる費用</p>	<p>商工観光労働費 28,354 円</p> <p>商工業や観光を盛んにするために使われる費用</p>
<p>農政水産業費 13,137 円</p> <p>農業や水産業を盛んにするために使われる費用</p>	<p>土木交通費 42,661 円</p> <p>道路・河川や公園を整備するために使われる費用</p>	<p>教育費 92,136 円</p> <p>教育と文化を高めるために使われる費用</p>
<p>警察費 22,578 円</p> <p>安全な暮らしのために使われる費用</p>	<p>公債費 55,385 円</p> <p>県が借り入れたお金を返すための費用</p>	<p>その他 57,052 円</p> <p>議会費、災害復旧費等</p>

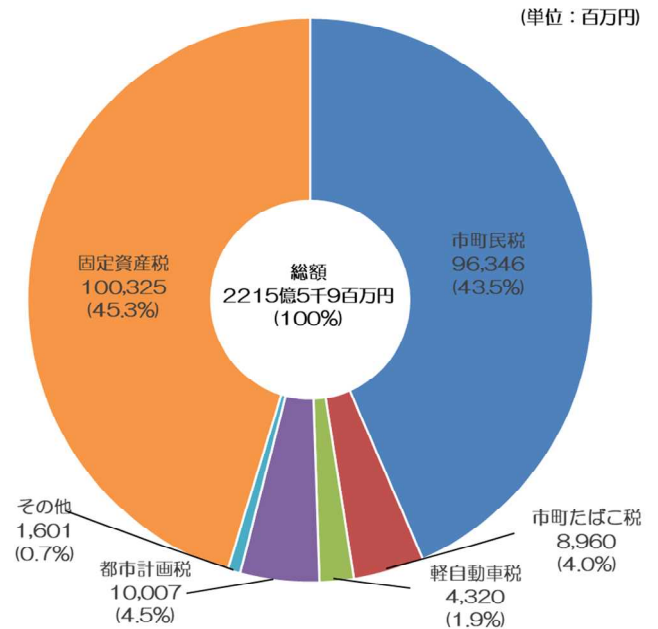
市 町 税 の あ ら ま し

市町が行う仕事のための財源として市町税があります。

右のグラフは、令和3年度の県内の19市町の税目別収入額です。

市町民税と固定資産税が高い割合を占めていることがわかります。

令和3年度に県内で納められた市町税
(国保税を除く)



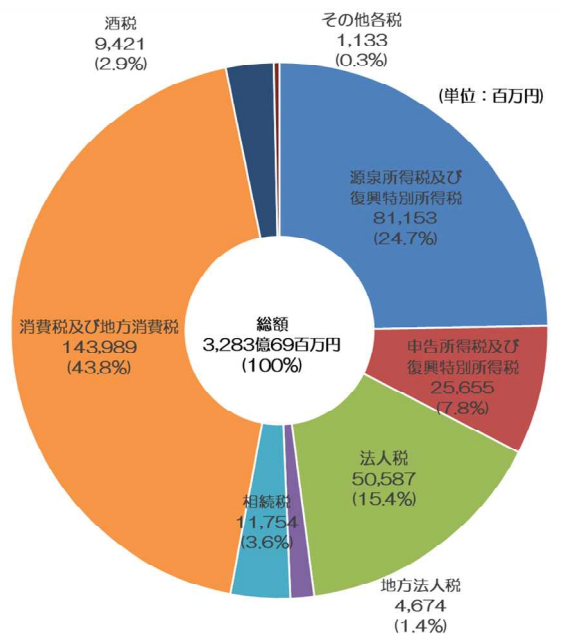
国 税 の あ ら ま し

国が行う仕事のための財源として国税があり、国の歳入の柱となっています。

右のグラフは、令和2年度に県内の税務署へ納められた国税の税目別収納済額です。

所得税、法人税、消費税が高い割合を占めていることがわかります。

令和2年度に県内で納められた国税



※四捨五入の関係上、各項目の和が総額と一致しないことがあります。

税金について

国や地方公共団体（県や市町）は、私たちの社会を維持し、豊かにし、発展させるために、教育の振興、社会福祉の増進、道路の整備、消防・警察などいろいろな仕事をしています。国や地方公共団体がこうした仕事をしていくためには多額のお金が必要となります。

みんなが暮らしやすい社会を築いていくため、この費用を負担しあっていくのが**税金**です。言い換えれば、税金とは「社会の一員として暮らしていくうえでの会費」のようなものです。

税金の種類

○国税と地方税

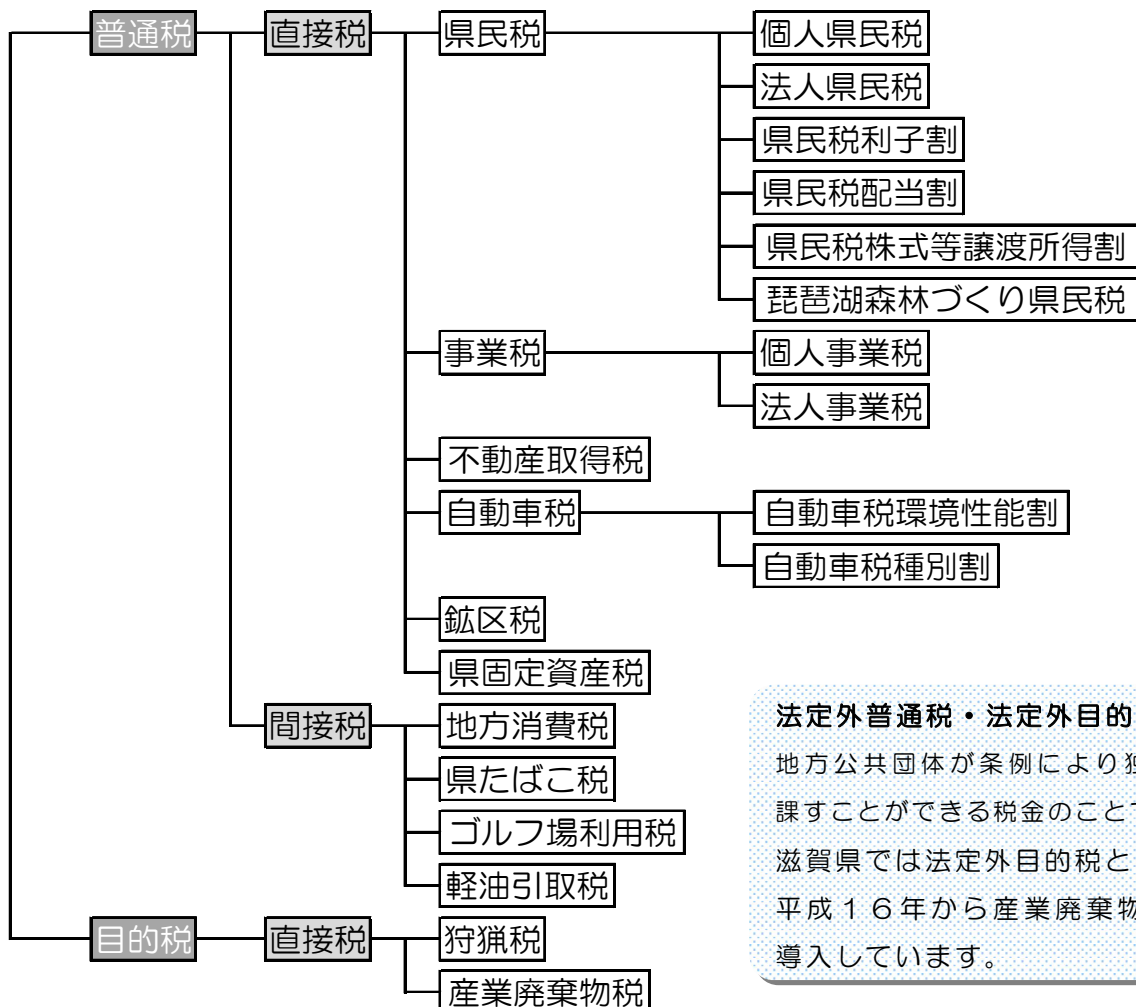
税金には、国に納める**国税**と、県や市町などの地方公共団体に納める**地方税**とがあります。

国税は、広く国民のために仕事をする国の財政をまかなうために国が課す税金です。

地方税は、地方公共団体がその地域の住民の生活に係わる仕事を行うために課す税金です。

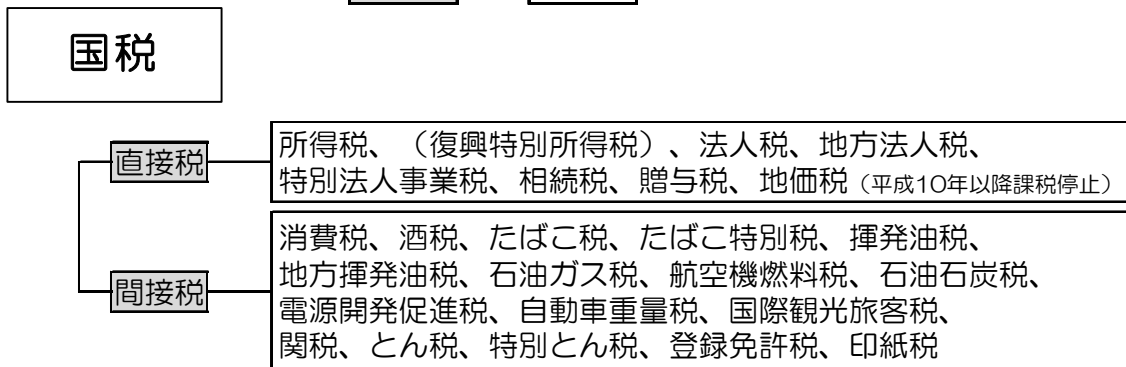
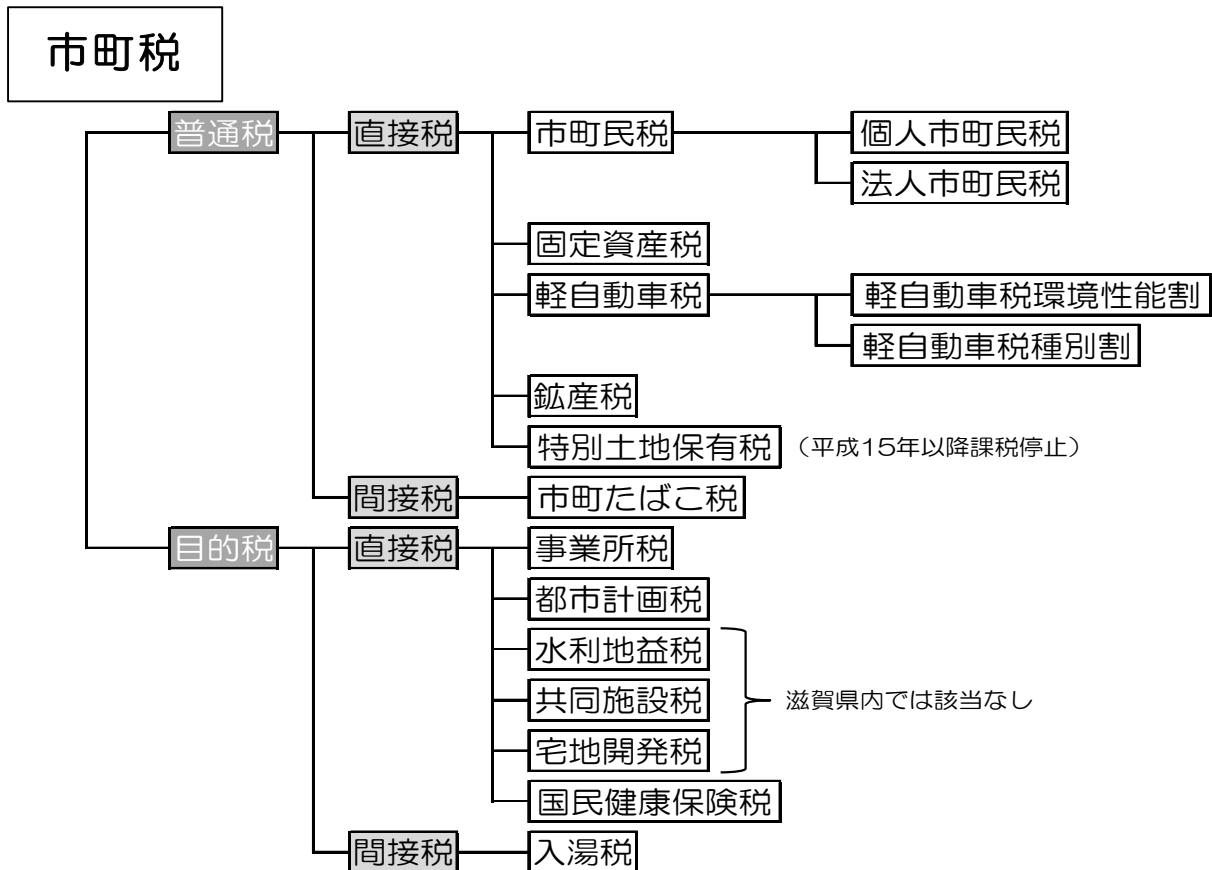
地方税は、さらに（都道府）**県税**と、**市町（村）税**に分かれます。

県税（滋賀県）



法定外普通税・法定外目的税

地方公共団体が条例により独自に課することができる税金のことです。滋賀県では法定外目的税として、平成16年から産業廃棄物税を導入しています。



○直接税と間接税

直接税…税金を納める者と、その税金を負担する者が同じ税金をいいます。

間接税…税金を納める者と、その税金を負担する者が異なる税金をいいます。

○普通税と目的税

普通税…税金の使いみちが特定されていない税金です。

国や地方公共団体の一般経費に充てられます。(大部分の税金がこれにあたります。)

目的税…税金の使いみちが特定されている税金です。

○所得課税・消費課税・資産課税等

何に対して課税するかによる分類です。

所得課税…個人や会社の所得に対する課税をいいます。(所得税、法人税、住民税など)

消費課税…財やサービスの消費に対する課税をいいます。(消費税、ゴルフ場利用税など)

資産課税等…資産の取得や保有などに対する課税をいいます。(相続税、固定資産税など)

税金の働き

1. 公共サービスのための資金の調達

国や地方公共団体は、教育や福祉、警察や消防などの公共サービスを提供しており、そのためには多額の費用がかかりますが、その費用は主に税金でまかなわれています。このように、税金には公共サービスのための財源を調達する働きがあります。

2. 所得の再分配

所得税は、所得の多い（税を負担する能力の高い）人には高い税負担を、所得の少ない（税を負担する能力の低い）人には低い税負担を求める累進課税制度をとっています。このような累進課税によって納められた税金が、社会保障という形で再分配されることで、個人間の所得格差を縮める働きをしています。

3. 景気調整

景気が良い時には、所得の増加などにより、税負担が増加します。これにより需要が抑制されて、景気の過熱を防ぎます。

反対に、景気が悪い時には、所得の減少などにより、税負担が減少します。これにより需要が刺激されて、景気の落ち込みを防ぎます。

税の三原則

税制を考えるに当たっては、どのような税をどのような考え方に基づいて課すべきかということが重要です。そのよりどころとして、次の3つの原則があります。

- ・ **公平の原則**…「**水平的公平**」経済力が同等の人には等しい負担を求めること。
「**垂直的公平**」経済力のある人にはより大きな負担を求めること。
- ・ **中立の原則**…税制が個人や法人の経済活動における選択を歪めることがないようにすること。
- ・ **簡素の原則**…税制の仕組みをできるだけ簡素なものとし、納税者が理解しやすいものにする。

納税の義務と租税法律主義

私たちは、憲法によっていろいろな権利を保障されていますが、同時に義務を負っています。その中の最も大きな義務の一つとして「**納税の義務**」があります。憲法第30条において、「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」とされ、国民は税金を納める義務があることが定められています。

ただし、憲法第84条は、「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」と規定し、国は法律によらずに国民に税を課すことはできません。このような原則を**租税法律主義**といいます。

また、地方公共団体においても、法律の範囲内で税金を課することができます（課税自主権）。地方公共団体は、この課税自主権を行使して自主的に財源を調達することができます（自主財政主義）が、地方税の課税は、住民の代表機関である地方議会の制定した条例に基づいて行わなければなりません。このような原則を**地方税条例主義**といいます。